

令和2年7月22日

各 位

鹿児島いずみ農業協同組合

「令和2年7月豪雨」の被災により借入金の返済が困難になった個人のお客さまへ

このたびの「令和2年7月豪雨」により被災された皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

「令和2年7月豪雨」については、鹿児島県の7市町に災害救助法が適用されたことにより、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン」の対象災害となりました。被災により、お借入金の返済が困難となるなど生活再建でお悩みの方は、本ガイドラインを利用して、一定の要件の下、住宅ローンなどの債務の免除や債務の減額を受けることができます。

当組合でも、ご相談を受け付けております。

当組合は、「令和2年7月豪雨」による被害や影響を受けられたお客さまの復興に向け、お客さまの状況に応じたあらゆるサービスを積極的に提供してまいります。お客さまの一日も早い復興を心よりお祈り申し上げます。

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関のホームページにリンクしています。）

一般社団法人東日本大震災・自然災害被災者債務整理ガイドライン運営機関

<http://www.dgl.or.jp/>

自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン

<http://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-guideline.pdf>